

# 電子交付サービスご利用規定

## 第1条（規定の趣旨）

本規定は、株式会社愛媛銀行（以下、「当行」といいます）が、With YouNet ご利用規定第4条9投資信託取引およびひめぎんアプリ利用規約第12条インターネット投資信託をご利用されるお客様に対し、第2条に定める書面の郵送による交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供するサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）について定めたものです。

## 第2条（電子交付書面）

お客様が本規定により電子交付を利用できる書面（以下「電子交付書面」といいます。）は、金融商品取引法等に定められている交付すべき書面、および当行が提供するその他の報告書等のうち、以下の書面とします。

- ①取引報告書
- ②再投資報告書
- ③償還金報告書
- ④取引残高報告書
- ⑤分配金報告書
- ⑥運用報告書
- ⑦第4条2項により電子交付することとなった書面

なお、本規定により電子交付サービスを申し込まれると、電子交付サービスの対象となる①から⑦の書面の郵送は停止させていただきます。

## 第3条（電磁的方法による交付方法）

本規定により、当行が行う電子交付サービスとは、当行ホームページにおいて、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハの方法）により、前条に定めた書面を交付する方法です。

## 第4条（電子交付サービスの申込）

1. 本規定を承諾のうえ、当行所定の書面の提出または当行ホームページまたはひめぎんアプリより電子交付サービスを申し込むものとします。その際、第2条に定めた電子交付書面について、電子交付サービスを包括的に申し込まれたものとします。
2. 当行は、対象となる電子交付書面を任意に追加できるものとし、対象となる電子交付書面を追加する場合は、事前に当行ホームページ等で公表するものとします。

## 第5条（電子交付サービスの留意点）

当行は、電子交付サービスの提供にあたり、次のとおり取扱うものとします。

1. 当行は、お客様が端末を使用して電子交付書面を紙媒体で出力できるように、当行ホームページ上で閲覧に供します。また、お客様の端末上に電子交付書面を保存することも

可能です。

2. 電子交付書面は Acrobat Reader により閲覧できる PDF ファイルとします。当行は、お客様が電子交付書面を閲覧するために必要な情報（リンク等）を当行ホームページ上に記録するものとします。
3. お客様は、電子交付サービスを利用するために必要な OS 等をお客様の電子計算機にご用意いただく必要があります。なお、OS 等に変更が生じる場合は、当行ホームページ上であらかじめ通知します。
4. 当行は以下による場合を除き、電子交付書面について、お客様の閲覧に供した日以後 5 年間、当行ホームページ上で閲覧に供するものとします。
  - (1) 当行が当該電子交付書面に代えて、紙媒体により交付を行った場合
  - (2) 当行がお客様より他の電磁的方法等による交付の承諾を得たうえで、当該他の電磁的方法等により当該電子交付書面の交付を行った場合
5. 本規定によりお客様が電子交付サービスを申し込まれることにより、当行店頭において投資信託取引が行われた場合、その他 With You Net ご利用規定第 4 条 9 投資信託取引およびひめぎんアプリ利用規約第 12 条インターネット投資信託以外の方法により第 2 条の電子交付書面に係る取引が行われた場合も、電子交付サービスの対象となります。ただし、それらの取引が MMF に係るものであるときは、第 2 条⑥運用報告書のみが対象となります。
6. 当行は電子交付書面の種類ごとに、電子交付サービスの提供が開始される旨を当行ホームページ等に通知しますが、その開始以前は紙媒体による交付を行うことについて、お客様に承諾をいただきます。
7. 当行は、お客様にあらかじめ通知のうえ、定期または不定期に行うメンテナンスのために電子交付サービスを中断する場合があることについて、お客様に承諾をいただきます。

## 第 6 条（解約）

当行は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、電子交付サービスを解約するものとします。

1. お客様が当行所定の方法により、電子交付サービスの解約を申し出た場合
2. With You Net およびひめぎんアプリの契約解除が行われた場合
3. With You Net ご利用規定第 4 条 9 投資信託取引およびひめぎんアプリ利用規約第 12 条インターネット投資信託の契約解除が行われた場合
4. 指定預金口座が解約された場合
5. 次に掲げるいずれかの事由またはその他のやむを得ない事由により、当行が電子交付サービスの解約を申し出た場合
  - (1) 当行のひめぎん総合取引約款・規定集等に照らし、お客様による電子交付サービスのご利用が不適當であると当行が判断した場合
  - (2) お客様が当行への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
  - (3) お客様が本規定に違反した場合
  - (4) お客様が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断した

場合

(5) 上記のほか、お客様による電子交付サービスの利用が不相当であると当行が判断した場合

6. 当行が電子交付サービスを終了した場合

### 第7条（免責事項）

With You Net ご利用規定第9条およびひめぎんアプリ利用規約第12条インターネット投資信託の他に、次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

1. 当行が第2条に掲げる電子交付書面の種類または商品によっては、電子交付サービスの対象としない場合があること。
2. 第5条第7項のメンテナンスのために、電子交付サービスが一時的にご利用になれない場合があること。
3. 第6条に定める電子交付サービスの解約。
4. 当行に重大な過失がある場合を除き、電子交付サービスの提供のすべてもしくは一部が著しく困難となった場合、電子交付書面の交付に代えて、紙媒体にて交付すること。
5. 当行に重大な過失がある場合を除き、端末機、通信回線、コンピューター等の障害による電子交付サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。

### 第8条（他の規定、約款との関係）

本規定に定めのない事項については、ひめぎん総合取引約款・規定集等、お客様に適用される他の規定・約款により取扱います。

### 第9条（本規定の変更）

この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに原則として当行ホームページに掲載します。変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって損害が生じたとしても、当行の故意または過失に基づく場合を除き、当行は責任を負いません。

以上

(2023年11月20日現在)